

新型コロナウイルス感染症に係る被保険者への 傷病手当金について

平素は兵庫県建設国民健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

2020年1月1日以降、兵庫県建設国民健康保険組合の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなかった給与所得者に、傷病手当金を支給します。

(1) 対象者

- ①被保険者(家族被保険者も含む)のうち、事業主等に雇われ、給与の支払いを受けている給与所得者 ※事業主・一人親方は該当しません
- ②新型コロナウイルス感染症に感染したことにより会社等を休み、給与の全部または一部を受けることができなくなった方 ※感染症の疑いは対象外

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

※既存の傷病手当金との併給はできません

(3) 支給額

直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を、就労日数で除した金額×
3分の2×日数

(4) 適用期間

2020年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間
※ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6ヶ月まで

兵庫県建設国民健康保険組合のホームページには、申請書をダウンロードできるようになっており、記入例も掲載されています。制度の詳細はそちらをご覧ください。
なお、該当される方は、組合までお申し出ください。